

八王子市国民健康保険データ活用保健事業実施計画(令和6～11年度(2024～2029年度))作成支援業務委託仕様書(概要)

1 件名

八王子市国民健康保険データ活用保健事業実施計画(令和6～11年度(2024～2029年度))作成支援業務委託

2 目的

本市国民健康保険被保険者の「健康寿命の延伸」及び「医療費の適正化」を図るため、特定健康診査・特定保健指導(以下「特定健診等」という。)の結果や、レセプトデータ等の健康・医療情報を分析し、被保険者の健康状態や疾病構成、医療費の現状を把握し、課題を明確にする。

そのうえで、課題に対して効果的かつ効率的な各種保健事業をPDCAサイクルにより実施するために、八王子市国民健康保険データ活用保健事業実施計画(以下計画という。)を策定する。

本件業務委託では、現行計画に基づく各種保健事業の分析・評価を行い、令和6年度(2024年度)以降に本市が実施する効果的かつ効率的な各種保健事業を検討し、改定計画を作成することを支援する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日まで

4 業務内容

(1) レセプト・健診データの分析

ア 市より提供するデータ(市独自データ、KDBデータ等)を使用し、レセプト・特定健診・介護情報等のデータを突合し、精度の高いデータベースを構築し、本市における主要な健康課題を分析する。

次の(ア)～(ケ)の内容を中心に分析を行うことが想定されるが、データ分析の方向性については、事前に市と協議の上決定し、必要に応じて随時追加分析を行う。

(ア) 特定健診及び特定保健指導の実施状況と効果の分析

(イ) 健診異常値放置者に関する分析

(ウ) 治療中断者に関する分析

(エ) 疾病別医療費に関する分析

(オ) 高額レセプトの疾病傾向に関する分析

(カ) 人工透析患者及び糖尿病患者に関する分析

(キ) ジェネリック医薬品普及状況に関する分析

(ク) 重複受診者・重複服薬者に関する分析

(ケ) その他被保険者の健康保持増進及び医療費適正化に資する分析

イ 市が提供するデータには、個人情報が含まれることを想定すること。受託者は、データ

の匿名化を提案する場合は、手法等を詳細に明記した提案書を市へ提出すること。提案された方法を市が認めた場合は、市は匿名化し、受託者に個人が特定できる項目を削除した状態でデータ提供を行う。

なお、本業務の実施にあたり、根拠となる仕様(疾病歴、薬歴の根拠となる疾病コード、ICD10コード、医薬品コード等)を市に提供すること。

(2) 各種保健事業及びデータ活用計画の評価

受託者は、データ活用計画で設定した各保健事業の管理指標と目標値について評価を行う。また、実績値と目標値の違いについて、その背景要因を分析し、改善策を提案すること。

(3) 分析結果の報告

受託者は上記(1)及び(2)について、市からのデータ提供後、随時報告書にまとめる。報告にあたり、次の部数・形式・媒体にて作成した報告書を提出する。なお、データの提供時期については、各保健事業で異なる可能性がある。

ア 電子データ(PDF形式・市が編集することが可能であるデータ形式)

イ 紙媒体(A4版 カラー印刷) 20部

(4) データ活用計画素案の作成

受託者は、上記(2)及び(3)の結果に基づいて、令和6～11年度(2024～2029年度)のデータ活用計画の素案を作成する。その際、本市職員が経年評価を行うことが出来るような指標を提案すること。

なお、データ活用計画素案の骨子は本市の国民健康保険の保健事業の運営方針に大きく影響するため、本市と十分協議のうえ、決定していくこととする。素案の作成においては、現在本市が実施している次のア～キの事業に重点をおくこと。

ア 特定健診受診率向上事業(受診勧奨・啓発事業も含む)

イ 特定保健指導実施率向上事業

ウ 生活習慣病重症化予防事業(糖尿病重症化予防、高血圧重症化予防)

エ ジェネリック医薬品普及促進事業

オ 適正受診・服薬推進事業

カ 第三者行為求償事務

キ 柔道整復レセプトの二次点検等

また、第3期特定健康診査等実施計画の評価を行い、第4期特定健康診査等実施計画をデータ活用計画素案に組み込むこと。

(5) データ活用計画検討会の運営支援

上記(4)の素案を用いて行う市内検討会の運営を支援する。検討会は、全7回程度を想定しているが、状況に応じて実施回数は増減する。

各回の検討会実施にあたり次のア～カの業務及び本市職員が行う事務作業の支援を行う。

ア 本市職員との検討会議事内容の調整

イ 検討会にて使用する資料の作成

ウ 検討会での資料説明

- エ 検討会意見の集約(議事録の作成)
- オ 検討会で出た意見を踏まえたデータの追加分析
- カ 検討会意見のデータ活用計画への反映等

(6) 成果品の納品

次のア～ウについて、市が指定する期日までに納品する。

ア 分析報告書

(ア) 電子データ(PDF形式・市が編集することが可能であるデータ形式)

(イ) 紙媒体(A4版カラー印刷)20部

イ データ活用計画

(ア) 電子媒体(CD-R)1部(PDF形式・市が編集することが可能であるデータ形式)

(イ) 紙媒体(A4版カラー・印刷製本したもの)100頁程度、200部

ウ データ活用計画(概要版)

(ア) 電子媒体(CD-R)1部(PDF形式・市が編集することが可能であるデータ形式)

(イ) 紙媒体(A4版カラー・Uni-Voiceコード挿入・印刷製本したもの)16頁程度、300部

(7) 各種分析の過程で得られた統計資料、グラフ、図表等

市からの求めに応じ、随時納品する。納品形式は、電子媒体(CD-R)(マイクロソフトエクセル形式等)とする。

5 納入期限

上記「4業務内容(6)」の成果品の納入期限について、市と協議の上、詳細な日時を決定する。

6 個人情報保護

受託者はプライバシーマーク又はISO27001/ISMSを保有し、「個人情報取扱特記仕様書」のとおり、業務上知り得た事項について、他に漏らし又はこれを利用してはならない。

7 情報セキュリティ対策

受託者は、本契約業務の実施にあたって、条例、規則、関係法令、八王子市セキュリティポリシー及び「個人情報取扱特記仕様書」を十分に遵守するとともに、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。

8 再委託の禁止

本業務の全部または一部を第三者に委託または請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ市に対し書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、市に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関

する著作権者人格権を行使しないものとする。

- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 契約締結後のスケジュール(予定)

契約締結後のスケジュールについては、概ね次のとおりとする。ただし、詳細については、受託者決定後、市と協議し決定する。協議後、受託者は事業計画スケジュールを作成し、市に提出すること。

また、データ活用計画の作成にあたっては、校正スケジュールを別途作成し、市に提出すること。

令和5年(2023年)2月中旬	委託開始
2月下旬	市実務担当者と事業者との打合せ (事業スケジュールの協議等)
3月上旬	健診・レセプト等各種データの提供 (データ提供と分析結果の報告及び報告書の提出は、7月頃まで随時実施)
4月中旬	庁内検討会【第1回】 (検討会担当者顔合わせ、検討会スケジュール及び計画の方向性の確認等)
5月～8月	庁内検討会【第2～4回】 (分析結果の報告、素案作成に向けた意見交換等)
9月	庁内検討会【第5回】 (データ活用計画素案の報告と説明等)
11月	庁内検討会【第6回】 (素案を基にした意見交換等)
令和6年(2024年)1月	庁内検討会【第7回】 (最終打合せ)
1月～3月	データ活用計画校正
3月	成果品(データ活用計画)の納品